

○鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成に関する規則

令和5年2月14日規則第9号

鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿沼市放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。以下同じ。)であって、ひとり親家庭等のものに対し、利用料の全部又は一部を助成することにより、当該保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進し、及び鹿沼市放課後児童健全育成事業の利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鹿沼市放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)であって、市が運営を委託する者(以下「放課後児童クラブ」という。)が実施するものをいう。
- (2) 利用料 放課後児童クラブが放課後児童健全育成事業の運営に当たり、利用する児童の保護者から徴収する費用(当該放課後児童クラブにおいて、1月単位で額が定められているものに限る。)をいう。

(助成対象者)

第3条 利用料の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、放課後児童クラブに利用料を支払う住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく市の住民基本台帳に記録されている者(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))からのドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力をいう。)等の理由により、住所を変更することができずに市に居住している者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和50年鹿沼市条例第12号)に規定する助成金の支給を受けている者
- (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条に規定する認定を受け、児童扶養手当の支給を受けている者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受けている世帯に属する者

(助成の額)

第4条 市長は、助成対象者が各月に支払うべき利用料に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当する助成対象者 2,000円(利用料が2,000円未満のときは、当該利用料に相当する額)
- (2) 前条第3号に該当する助成対象者 当該利用料に相当する額

(助成の方法)

第5条 前条に規定する助成は、市が放課後児童クラブに支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者に対し、助成があったものとみなす。

(助成の対象期間)

第6条 助成の対象期間は、次条の規定による申請をした日の属する年度の鹿沼市放課後児童健全育成事業の利用を開始した月から当該年度の当該事業の利用を終了した月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において、新たに助成対象者となった者の助成の対象期間の始期はその日の属する月と、助成対象者でなくなった者の助成の対象期間の終期はその日の属する月とする。

(助成の申請等)

第7条 助成を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 鹿沼市放課後児童健全育成事業の利用の許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、年度ごとに、鹿沼市放課後児童健全育成事業の利用を開始する日までに行わなければならない。

(助成の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成の可否について決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、助成することを決定したときは鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成決定通知書(様式第2号)を、助成しないことを決定したときは鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成却下通知書(様式第3号)を、それぞれ申請者に通知するものとする。

(助成の額の変更)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その後の事情の変更により、助成の額を変更するときは、市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、助成の額の変更について準用する。

(変更の届出)

第10条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成変更届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 鹿沼市放課後児童健全育成事業を利用しないこととなったとき。
- (2) 第3条に規定する助成対象者に該当しないこととなったとき。

(3) 次に掲げる事項に変更が生じたとき。

ア 申請者の住所

イ 所属する放課後児童クラブ

ウ 所属する学校

エ 放課後児童クラブの利用期間

(助成に関する調査)

第11条 市長は、助成に関し必要があると認めるときは、助成決定者又は放課後児童クラブに対し報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があると認めるときは、当該助成の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、利用料の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所 鹿沼市

申請者 氏 名

電話番号

鹿沼市放課後児童健全育成事業の利用料の助成を受けたいので、鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成に関する規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、助成対象者に該当するかどうかについて、市の職員が公簿等により確認することに、同意します。

児 童 氏 名		
所属する放課後児童クラブ名		
所属する学校名及び学年	学校	年
放課後児童クラブの利用期間	年 月から 年 月まで	
申 請 区 分	☐ ひとり親家庭医療費助成対象者 ☐ 児童扶養手当受給者 ☐ 生活保護受給世帯の世帯員 ※ 該当するものの□に✓を記入してください。	

（添付書類）

- 1 利用期間における鹿沼市放課後児童健全育成事業の利用許可を受けたことを証する書類の写し
 - 2 その他市長が必要と認める書類
- 様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 印

鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料の助成について、次のとおり決定したので、鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成に関する規則第8条第2項の規定により、通知します。

決 定 の 区 分	助成決定
児 童 氏 名	
助成対象期間	年 月から 年 月まで
助 成 の 額	☐ 月額2,000円（月額の利用料が2,000円未満のときは、当該利用料の額） ☐ 月額利用料の全額

（注意事項）

- 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出てください。
 - 助成の額に変更が生じるとき。
 - 放課後児童クラブを利用しなくなったとき。
 - 助成対象者に該当しなくなったとき。
 - 次の事項に変更が生じたとき。
 - ア 申請者の住所
 - イ 所属する放課後児童クラブ名
 - ウ 所属する学校名
 - エ 放課後児童クラブの利用期間
- 利用料が発生しない月は、助成の対象外となります。
- 年度の中で、助成対象者でなくなったときの助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなった日の属する月までとします。
- 偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、当該助成の全部又は一部の返還を請求します。

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料の助成について、次の理由により却下しますので、鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成に関する規則第8条第2項の規定により、通知します。

却下の理由
様式第4号（第10条関係）

鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成変更届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所 鹿沼市
申請者 氏 名
電話番号

鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料の助成に当たり、次のとおり変更があったので、鹿沼市ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成に関する規則第 1 0 条の規定により、届け出ます。

1 変更のあった内容（該当するものの□に✓を記入してください。）

- ☐ 放課後児童クラブを利用しなくなった。
- ☐ 助成対象者に該当しなくなった。
- ☐ 次の事項について、変更が生じた。

事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
所属する放課後 児 童 ク ラ ブ 名		
所属する学校名		
放課後児童クラブ の 利 用 期 間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月

2 変更が生じた日

年 月 日